

北海道科学大学寄付講座及び寄付研究部門規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学寄付金取扱規程第5条第2項に基づき、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）が、外部から受け入れる寄付金により設置・運営する寄付講座及び寄付研究部門（以下「寄付講座等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において寄付講座とは、本学における奨学を目的とする企業、団体、個人篤志家等（以下「寄付者」という。）からの寄付金により学部又は大学院にそれぞれ設置運営される講座で、当該寄付金により給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

2 この規程において寄付研究部門とは、寄付者からの寄付金により研究推進・地域連携センター又は北海道科学大学研究推進・地域連携センター規程第6条に掲げる付属研究所にそれぞれ設置運営される研究部門で、当該寄付金により給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

(名 称)

第3条 寄付講座等には、当該寄付講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとし、寄付講座等の名称には、寄付者又は寄付の趣旨が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第4条 寄付講座等を設置しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、研究推進・地域連携センター長（以下「センター長」という。）を経て、学長へ提出しなければならない。

(1) 寄付講座等設置申込書（様式1）

(2) 寄付講座等担当教員履歴書・教育研究業績書（様式2）

(設置の決定等)

第5条 センター長は、前条の寄付講座等設置申込書を受けた場合、設置の諾否について研究推進・地域連携センター会議において審議し、学長の承認を得なければならない。

2 前項において学長の承認を得た場合、センター長は理事長の承認を得なければならない。

3 センター長は、第2項の結果を寄付者に通知するものとする。

(存続期間等)

第6条 寄付講座等の存続期間は、原則として2年以上5年未満とする。ただし、教育研究上有益と認められる場合は更新できるものとし、更新の手続は第4条に準じて行うものとする。

(寄付講座等教員)

第7条 寄付講座等を担当する教員は、寄付講座等教員として任用する。ただし、本学の教員は寄付講座等教員を兼務することができる。

2 寄付講座等を担当する教員は、教授又は准教授に相当する者1名のほか、講師、助教又は助手に相当する者を置くことができる。

3 寄付講座等教員の身分は、任期を定めた教員とする。

4 前項の教員の任期は、3年以下とする。ただし、当該寄付講座等の存続期間の範囲内で任期

を更新することができる。

5 寄付講座等教員の選考は、本学教員の採用及び昇格の選考に関する規程に準じるものとする。
(寄付講座等教員の職務)

第8条 寄付講座等教員は、当該寄付講座等における教育研究に従事するほか、当該寄付講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

2 寄付講座等教員は、教授会の要請があったとき、これに出席し意見を述べることができる。
(寄付講座等教員の待遇)

第9条 寄付講座等教員の待遇については、学校法人北海道科学大学就業規則第5条第2項に基づき、勤務及び給与等を別途定めるものとする。

(寄付講座等の中止)

第10条 寄付者又は寄付講座等教員は、当該寄付講座等を中止する必要があるときは、直ちにセンター長を経て学長に報告しなければならない。

2 学長は、当該寄付講座等の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止することを決定し、理事長に報告するとともに、センター長を経て寄付者に通知するものとする。

3 学長が寄付講座等の中止を決定した場合において、その理由が本学の責めに帰すべきときは、本学は寄付金の取扱いについて当該寄付者と協議することができる。

(内容等の変更)

第11条 寄付講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、第4条に準じて行うものとする。

(成果の報告)

第12条 寄付講座等教員は、毎年3月末日までに、当該寄付講座等における教育研究の成果について、センター長を経て学長に報告しなければならない。

(諸規則の遵守義務)

第13条 寄付講座等教員は、寄付講座等の存続期間中、本学の指示並びに本学の規程その他の定めに従わなければならない。

2 寄付講座等教員は、北海道科学大学職務発明等規程第3条に規定される知的財産権について、既に公知の情報であるものを除いて、寄付講座の運営を通じて知り得た一切の情報について、寄付講座等の存続期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。

(知的財産権の帰属)

第14条 寄付講座等の存続期間中に発生した知的財産権については、本学と寄付講座等教員との間で書面による定めのない限り、原則本学に帰属するものとする。

(寄付金の受入)

第15条 寄付講座等の経費は、寄付講座等における教育研究が実施される全期間に亘って必要な額を寄付金として、一括して受け入れることを原則とする。ただし、寄付者から確約書が提出されたときは、年度ごとに必要な額を分割して受け入れることができるものとする。

2 寄付金は、北海道科学大学奨学寄付金取扱規程に定める奨学寄付金として受け入れるものとする。

3 本学の施設及び設備使用等に必要経費として、間接経費を徴収する。

4 間接経費は、寄付金の10%に相当する額を標準とし、その都度決定するものとする。

(事務処理)

第16条 寄付講座等に関する事務処理は、研究推進課が行うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、寄付講座等に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。